

平成 29 年 8 月 30 日

鶴岡市文化会館におけるネーミングライツに関する協定の締結について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、鶴岡市文化会館のネーミングライツ（施設命名権）について、鶴岡市と協定を締結いたしましたのでお知らせいたします。

当行は、山形県内における学校教育、社会教育、文化活動を支援する公益信託荘内銀行ふるさと創造基金の運営や地元スポーツチームの支援に取り組んでいるほか、中山公園野球場のネーミングライツを取得する等、地域社会の活性化に向けた活動を展開しております。

地域金融機関は、地域の発展と共にあることが存在意義であり、お客さまと地域と銀行が WIN-WIN-WIN の関係を構築できるよう、常に考え続け、そして具現化していくことが大きな命題であると考えております。こうした考えに基づき、当行のふるさとである鶴岡市でまもなく竣工を迎える鶴岡市文化会館のネーミングライツ・パートナーに応募し、このたび協定を締結する運びとなりました。

鶴岡市の芸術文化の拠点として、今後、多くの皆さまに活用されるであろうこの施設を、命名権の取得を通して応援していきたいと考えております。

なお、協定内容については下記のとおりです。

記

1. ネーミングライツ・パートナー
株式会社荘内銀行
2. 基本条件
 - (1) 契約期間 平成 29 年 9 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（3 年 7 ヶ月）
 - (2) 契約金額 契約期間総額 13,000,000 円（税別）
3. 施設の通称
荘銀タクト鶴岡

以上

本件に関するお問い合わせ先 広報 CSR 室 佐藤 TEL：0235-28-2437